

戸田市児童育成手当条例（案）の内容

<制定の理由>

生活の安定を欠く子育て中のひとり親世帯の類型にかかわらず扶助するため、児童扶養手当受給者と同様の状況にある父子家庭の父に対し、児童扶養手当に準ずる経済的支援を行うことで生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るためです。

<主な制定内容>

（１）支給の対象者と要件

母子家庭を対象とする児童扶養手当準じて父子家庭に支給するものですから、支給対象者と支給要件は、児童扶養手当法（以下「法」という。）とほぼ同様の要件の父子家庭の父とします。

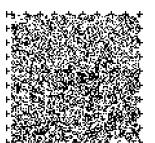
支給対象者は、次のいずれかに該当する児童を監護している父

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 母が死亡した児童
- ③ 母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- ④ 母の生死が明らかでない児童

（２）手当の額

母子家庭を対象とする児童扶養手当準じて父子家庭に支給するものですから、法と同様の額とします。

- 18歳までの児童が1人の場合は、月額41,720円です。
ただし、所得制限額の基準により、月額41,710円以下になる場合があります。
- 18歳までの児童が2人の場合は、月額46,720円です。
ただし、所得制限額の基準により、月額46,710円以下になる場合があります。
- 18歳までの児童が3人以上の場合は、2人の場合の月額に、1人につき3,000円を加算した額です。
ただし、所得制限額の基準により、その額以下になる場合があります。



(3) 手当の支給期間と支給月

母子家庭を対象とする児童扶養手当準じて父子家庭に支給するものとします。

認定請求（申請）の日の翌月分から、4月、8月、12月にそれぞれ前月までの分を支給します。

(4) 手当の支給制限

母子家庭を対象とする児童扶養手当準じて父子家庭に支給するものから、法と同様の所得制限と手当減額規定を設けます。

父（支給対象者）やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（父の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給に制限があります。

(5) 施行期日等

電算システムの改修など準備期間を要するため、平成22年4月1日とします。

よって、支給については、認定請求（申請）の日の翌月分からとなるため、条例施行後、最初の手当は平成22年5月分となります。

